

農業委員会定例会 1 月

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 2 0 日 午後 1 時 3 0 分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3 階 大会議室

3. 欠席委員 職務代理、7 番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、8番委員、9番委員をお願いします。 それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番について、5番委員が関係する案件となるますので、一時退席をお願いします。 【5番委員退席】 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住の[]所有の [] 田 1,181 m² について []の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【5番委員着席】
議長	5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[]在住の[]所有の [] 田 448 m² [] 田 21 m²

の計2筆469 m²について

の
が譲り受けるための申請となっております。

申請地ではを栽培する計画となっております。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5 番委員

この土地はがずっとを栽培されとったんですけども、数年前に、全部抜いて今更地の状態になってます。売地の看板がずっと出とったんですけども、このがたまたま通りかかったときに、それを目にして、買いたいという話になったようです。ってというのが、が
あったところを新たに購入されたというふうに聞いております。やっぱりなんで、管理の方がどうなのかという話だったんですけども。どうしてもこちらでできないときはに作業の委託をするというふうにお聞きしてますので、大丈夫かなと思ってます。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、在住の所有の

畑 482 m²

雑種地（現況：畑） 110 m²

畑 388 m²

の計3筆980 m²について

の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6 番委員 の方は普通に綺麗に管理できてるっていう畑で、
は今 とち
ゃんと話ができとるみたいな話を聞いたので問題ないと思います。

議長 は移住してきたんですか。

事務局 ここの のものだったんですが、ここに移住して
今住んでおるようです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、高松市在住の樋出雄司さん所有の
畑 524 m²
田 502 m²
畑 173 m²
田 1,918 m²
の計4筆3,117 m²について

の が譲り受け、申請地では を栽培
する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各
号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長	地元委員さん、今日ちょっと欠席という報告もございまして、私の方へ直接電話ありましたが、別段問題ないでしょうということでございました。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、[]在住の[]所有の [] 畑 141 m² について [] の [] が譲り受け、申請地では [] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	私の担当地域ですので見て参りました。 []、[] でございます。もしそこへ住んで、やるとなったら、ちょうどいい面積ぐらいかなという感じで見て参りまして、まず問題なかったということで、ご報告申し上げます。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住の[]所有の [] 田 325 m² [] 田 496 m² の計2筆 821 m²について

	■■■■の■■■■が、引き続き借り受けるものです。 申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。 本貸借について、業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3 番委員	昨年も■■■■が栽培しておりました今回また更新ということで、別に問題はございません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■■■■在住の■■■■所有の■■■■田 512 m² について■■■■の■■■■が、新たに借り受けるものです。 申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。 本貸借について、業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん欠席でこの件についても、私もよく知ってる■■■■がちよっとできなくなって、■■■■が今、■■■■を増やしております、やっていただくということになりましたので、問題ないかと思います。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[]在住の[]所有の[]田 578㎡ について[]の[]が、新たに借り受けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 次の[]になっています。

[]が作ってましたけど、今年からもうよう作らんということなんで[]が作るようになりました。

[]

[]

[]

[]にしようかなと思っております。ですね3番と5番は何も問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、8番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【8 番委員退席】

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 4 番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■所有の
■■■■■■■■■■ 田 653 m² について
(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借
入希望者である■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■に貸し付けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっていま
す。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10 番委員 図面を見ていただければ分かりますが、■■■■■■■■■■でここ 2 年間は作っ
てなかったんを、今年から■■■■作っていただくようになりました。荒廃農
地、少しでも減らしていって、みんなうちの集団で減らしていこうという
話になって、■■■■■■■■■■が作ってくれることになりました。
ただここは今サルが非常に 10 匹ぐらいの団体さんが、来て大根抜いたり、
玉ねぎを抜いてみんな食べてしまう。■■■■は今んところイノシシ、もうサ
ルもまだ手出してない状態なんで、何とかかなると思っております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。【ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。】

【8 番委員着席】

議長 8 番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
次に議案第 2 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 5 番から 8 番に

について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

5番は、[]在住の[]所有の
[] 田 1,123 m²
6番は、[]在住の[]所有の
[] 田 878 m²
7番は、[]在住の[]所有の
[] 田 1,168 m²
8番は、[]在住の[]所有の
[] 田 642 m²

について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である、5番は、[]の[]、6番は、[]の[]、7番は、[]、8番は、[]の[]に貸し付けるものです。申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員

図面を見ていただいたらと思うんですけども、まず[]です。これの[]が作っておりまして、ここも2年田んぼ作ってなかったんですが草の管理してたんで、もうそれやったらついでに田んぼにしようかということで、作っていただくことになりました。それから[]のところ、ここの[]が作っておりますして、[]が作ってたんですが、隣接の[]が作ってくれるということで、その[]を[]が現在作っております。低い土手があるんでそれ今潰そうかどうかということ、耕作放棄地がなくなって、みんなで頑張ってやっていただいております。何も問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。

閉 会 午後1時50分

議 長 会長

議事録署名人 8 番

議事録署名人 9 番

